

# 塘沽協定と黃郛

— 協定発効後を中心に理解的アプローチによる再吟味 —

坂野良吉

## 一 はじめに

前稿で塘沽停戦協定（以下塘沽協定と略称）について論じ、それは月並な停戦協定ではなく、同時に多面的な政治的思惑を内包した協定であり、紛れもなく日中間の「城下の盟」であつたことを明らかにした。<sup>①</sup> また、それと同時に、中国に一日瞭然苛酷なその協定に、蒋介石・汪兆銘合作政権とその意を受けた交渉実務責任者黃郛が積極的に関与していた事実も確認した。当然その限りでは、近年の黃郛再評価の試みとは逆に、黃の日華交渉における客観的役割に厳しい評価を下した。しかし同時に、沈亦雲夫人の黃郛回想の形を取った弁明の試みに対し、また黃郛研究の第一人者謝國興氏の黃郛論に

対しても、筆者の最終判断を留保した。<sup>②</sup>

本稿では、その黃郛に焦点を絞つて、塘沽協定について再吟味を目指す。協定の歴史的評価は前稿の通りである。しかし、前稿ですべての側面を明らかにし得たわけではない。なぜ黃郛は敢えて幾つもの『逸脱』を犯し、且つ国府にとつて、また中国の国益にとって明白に不利な「協定・協約・申し合わせ」等に唯々諾々従つたか、まだ未解明としなくてはならない。本稿の検討課題はまさにこの点に尽きる。つまり、前稿で一旦下した判断を白紙に戻し、協定締結に対する黃の思惑を再検討し、協定が孕んだ危うさを炙り出してみたい。この再吟味の中から、国府側が言うところの「華北危局」がなぜ生じ、なぜ黃郛退場が七七盧溝橋事件を近づけたか、も浮かび上がるのではないか考える。この課題設定の故に、本稿

では前稿の分析的アプローチを百八十度転じ、黃の動機・思惑等の解析を主眼に置きたい。<sup>(5)</sup>

本論に入るに先立ち、上記『逸脱』問題に論及しておきた  
い。前稿を基に、黃郛対日外交の危うさにつき箇条書きにす  
ればつぎの通りである。

一、（五月）十四日平・津へ北上するに先立ち、黃郛は北  
平軍分会代理委員長何応欽からの、国府軍前線部隊を密  
雲県の線に撤収する旨の密電を根本博上海武官に内報し  
た。結果的にこれが停戦の合図となり、日本側は交渉方  
針の詰めに入る。十七日の関東軍「停戦に関する善後処  
理方案」（略記）、翌日の参謀本部「停戦指導要領」（同前）  
に続く過程がそれに当たる。ただ、これで日軍は攻撃を  
緩め、あるいは停止したのではなく、撤収する国府軍を  
猛追したため、国府軍は総崩れ状況となつた。

四、停戦協定は表向き軍事停戦協定であつたが、その裏面  
に各種政治協約を内包させる点で合意がなされた。黃郛  
らは停戦が成り、平静が恢復された後に、協定の裏面に  
伏せられた政治協約の履行に「口約」を与えていたとさ  
れる。その結果停戦協定に続く一連の「善後交渉」では、  
国府は長城線を満・華境界として事實上認め、長城守備  
権を日軍に委ね、満州國不承認を国是とする一方で、関  
東軍の介在の下で満州國との間に通車・通郵の実現等々  
を申し合わせることとなつた。

このどれもが尋常ではないのは議論の余地はない。黃郛の  
中央の裁可を待つことなく停戦のための「四項目合意」  
を受諾した。これを機に停戦交渉は一気に弾みが付いた  
が、その結果は国府軍代表による「陣前乞和」と屈従的  
な「城下の盟」となつた。

職責下で決められたこれらのこととは、常識では『逸脱』と断

する他ない。ただ、凡そ「国難」時期の外交を考慮するに際し、上記逸脱は難局における外交責任者の裁量範囲かどうかの判断は残るのではないかと思う。言い換えれば、黃が日本軍・政関係者を足繁く訪ね、その中で相手側に國府軍最高機密を流し、上部の判断を待つことなく日本側の求める停戦条件に唯々諾々応じたのは、日本側に利用されるのも計算づくで対日交渉に賭けていたのではない、つまり何種かの成算を基に動いていなかつたか、疑いが残るとしなくてはならない。

前稿では、当事者黃郛らへの感情移入を極力抑制し、距離を置いて停戦協定をめぐる錯綜した思惑とその結果を分析することに努めたが、塘沽協定の歴史的評価には省いた面が欠かせないと反省に達した。本統編稿執筆の動機にほかならない。本論で触れていくが、管見の限り、この種の理解的接近での批判的考察は、台湾の謝國興氏の試みを除けばまだ限られているし、大陸の楊天石氏らの成果も、批判の一面向に偏つて全面性に欠けるとせざるを得ない。更に付言すれば、このアプローチには黃郛をめぐる関係史料が余すところなく、かつ手を加えられない状態で保存されているという付帯要因も大きく与っている。

以下、第二章では黃郛に内在しながら協定成立過程を再吟味し、第三章では協定発効後黃郛が政整会委員長を辞任するまでの経緯を追い、第四章では黃郛退場後の日華関係を検証し、黃郛評価の回答としたいたい。

## 二 停戦協定締結過程の再吟味

協定締結過程は前稿ですでに見たところであるが、再度黃郛の動きと思惑に絞って吟味し直してみたい。

まず北上決断の十四日（一九三三年五月）前後の動きに絞つて見て行く。

すでにその時には日軍中枢で戦術が転換され、「両軍の相互撤退による停戦」の余地は消えていた。「閔内作戦」の発動がそれであるが、問題はその時國府軍側では相互撤退による停戦という「默契」への傾斜が加速されていたことである。例えば十一日の時点で、北平軍分会代理委員長の何應欽は、在南京の軍政部次長陳儀に対し、「双方默契のもと、戦線整理の名分で某戦線を指定し、双方が同時に撤退する」線で日軍側と交渉するよう指示している。この「默契」策は遡つて四月後半時点で、日軍中枢の意を受け根本（博）上海武官が

提起したとされるものであるが、何応欽らは旗色<sup>(6)</sup>が悪くなつたこの時点<sup>(7)</sup>でそれを蒸し返したのである。陳儀は難色を示しているが、何は日軍北平武官永津（佐比重）に接触し、「双方の默契が得られれば、作戦停止は可能」との感触を得、「重大な犠牲を避けられる」方途として黄郛に意向を質した結果、前稿で見たように「默契」推進の方針となつたのである。<sup>(8)</sup>

それを少し詳しく見ると、五月十二日黄郛は日軍猛襲と國府軍の被害が甚大化するのを前に、「節節戦退か迅速退去か」の二者択一を北平軍分会に提起し、「大胆に決心し、速やか

に後方二十里密雲県の砲程外の地に撤収すれば、無益な犠牲を避けられる」としたうえで、「直ちに永津（北平武官）と折衝できれば、チャанс<sup>(9)</sup>はある筈」とした。すでに前稿で触れたが、国府軍・政関係者、勿論黄も、前線の相次ぐ崩壊状況に浮き足立ち、たかだか閔東軍二個師団を主力とする侵攻日軍に過剰なまでの脅威を抱き、平・津失陥の危機、華北の満州国化を危惧し、停戦実現を死活問題と見なしたのである。この十二日に彼は北上を決意して蔣介石に報告し、ついで翌日蔣介石・汪兆銘・何応欽らに「華北危局解決」のために連帶責任を求めているが、そこで「閔東軍某要人の滬友への回電」を伝えていた。閔東軍參謀副長岡村寧次が上海武官

根本経由で内報したとされる機密情報は、日軍に平・津攻撃の意図は皆無といつものであつたが、併せてその為には国府軍が日軍守備範囲外に撤収する必要がある旨も伝達された。黄郛はその際付言して、日本の荒木（貞夫）陸相が閣議で「華軍の反省を確認後長城に軍を返す」と表明している事実も挙げ、国府側の決断を促したのである。黄郛の決断に一抹の不安を感じて、何応欽・黃紹竑<sup>(10)</sup>は日軍側に「默契」に対する誠意ある保証を求めるべきとしたが、黄はすでに「默契」の賭けに動き始めていたのである。

十四日前後の検証は以上の通りであるが、この限りそれは『黃膺白先生年譜長編』下巻に書き留められている。<sup>(11)</sup>そこには十四日付けの軍分会決定を告げる何応欽・黃紹竑連名電報も収録されており、あるいはそれを根本武官経由で日軍に内報したと考えられる。「機密情報の日軍への内報」がこれを指すのであれば、それは前記十三日付日本側内報に報い、最大限の誠意を示そうとしたものと推測される。ただし、国府側の内報は黄郛限りでなされたのである。元来「默契」に期待したのは何応欽ら北平軍分会側なのであるが、日本側との直接交渉が忌避された国府内の状況に鑑みて、黄はそのリスクを個人で引き受け、「默契」の実現、つまり停戦と閔東軍

の長城北への撤収実現に邁進したのである。史料を突き合わせて見る限りこのようないメージとなる。<sup>(8)</sup>

「黙契」問題について今少し検討を続ける必要がある。つまり、それは相対する日軍側では、公的レベルでは根拠がないにもかかわらず、国府側がそれに傾斜し、その推進に決したことには懷疑が残るのである。それについて、前稿では、国府軍は日本側の戦術転換を見落とすか、あるいは誤認したとしたが<sup>(9)</sup>、関連する日華双方の史料を精査してみると、国府軍・政当局の「黙契」への「期待感」に現地日本側―軍及び公館一で迎合する動きに改めて注目すべきように思われる。

それについて考えられるのは根本上海武官の線であるが、閔内作戦発令の前まで、根本は軍上層からある程度「交渉余地」、つまり裁量に任されていた<sup>(10)</sup>。しかし、その余地が消滅した後も、根本は非公式折衝を継続し、国府側の「黙契」策への期待感に迎合している様子が窺えるのである。これが事実とすると、国府側は根本周辺と非公式に停戦を模索したことになる。さらにその工作に永津北平武官、岡村閔東軍參謀副長らが共謀していた可能性がある。あるいはそれに有吉明公使も一役買っていた可能性も無くはない<sup>(11)</sup>。前稿で見た通り、有吉は五月十三日に内田（康哉）外相に宛て「黄郛主軸」方

針―黄郛を交渉窓口として折衝する方針―を上申して認可を得ている。その後の十六日北平公使館の中山（詳一）書記官は黄の腹心許卓然から極秘に黄の密策を告げられ、「此ノ点ニ就テハ上海ニ於テ日支間ニ既ニ詰合着キ居レリ」と内田外相に報告している。<sup>(12)</sup>

今一度『日本外務省記録』でその間を辿り直すと、五月四日有吉公使は黄郛と会見して黄から「時局收拾構想」を聞き、六日黄側から日本側の真意を質されている。九日有吉からの報告を基に、内田外相は有吉の意向として黄に收拾案への賛意を表明させることを決めている。その際の日本側の真意とは、「支那軍カ日本軍自体ノ安全及満州國國境ノ確保ニ対シ危険ノ及ハサル様行動セハ問題ナキ訳ナリ」というもの、つまりそれらの目的が達せられれば日軍は即座に「長城線ニ帰還セル」と既定方針とするというものであった。ついで、蒋介石の密命で北平に先遣されていた張羣から、圧力を強める日軍側に対し再びその真意如何が問われたのに対し、有吉は十三日黄郛ら対日緩和派を支持する判断を固め、「黄郛主軸」方針の上申に及ぶのであるが、その日は先の「岡村から海で停戦成就の密策を日本側と合意したうえで十四日北上し

た可能性が高い。

根本武官の線を更に手繰ると、前稿で見たように、參謀本部の鈴木貞一中佐を経て荒木陸相に繋がる。鈴木中佐を介しての荒木方面との接触も蔣介石の指示になることは前稿で触れた。この頃日本では、長城越え作戦が昭和天皇の「御下問」で一時制御が掛かり、関内進出を抑制しつつ満州事変後の日華関係転換の模索も伝えられた。蔣・黄らはその種の動きに期待を寄せ、対日緩和を進めたことが推測される。ただし、その日本側の模索には、陸軍内の抗争も相いまち、視界不良の懸念が色濃く帶びていた。それに加えて、前稿で触れたよう日軍側の根本、永津、岡村らにせよ、中山、有吉ら外務官僚にせよ、黃郛ら「親日派」と協調する一方で、日軍の安全及び国益追求に熱心な余り黃郛らを欺く結果を招いた面がなかつたとは言えない。停戦実現に向けた日華協調は危険に満ちた賭けであったが、黃郛はその危うい賭けに乗った可能性が高い。

つぎに黃郛北上後を見たい。「北平密議」から停戦協定調印までの経緯は前稿で見てるので、ここではその裏面史を辿つてみたい。

停戦協定締結と政整会の正式成立後意氣揚々南下した黃郛

は、八月二十日上海で新中国建設学会の同志を前に「華北談判の経過」を報告している。<sup>(14)</sup>それによれば、北平到着後三日を経た七月二十日、天津から「旧友」<sup>(15)</sup>が訪ねて来て永津武官との会見がお膳立てされたが、「趙敬時事件」が偶発し、その煽りで停戦根回しの計画がふいになり、北平軍分会も司令部を保定に移して背水の陣を敷くことになった。平・津攻防戦が間近に迫り、停戦実現の秘策に狂いが生じて、黃は焦燥感を深くしたが、その矢先の二十二日夜半十一時、行政院長汪兆銘から停戦交渉のゴーサイン電が入る。黃が軍分会に駆けつけると、分会は徹夜の防備構築で出払い、留守番の黃紹竑一人を残すのみであった。そこで黃紹竑に後事を託し、急遽李擇一ほか数名のみ伴つて挺身徹夜の日華交渉に臨み、「筆舌に尽くせぬ消耗の末」合意を取りまとめた、云々といふものであつた。報告の締めくくりで黃は、個人の「功罪」「毀譽」など度外視し、「天は自ら助くる者を助く」の信念のみに従つたと自負したが、これが「北平密議」のプロットとなつた。

つぎに、その同じ過程を、陶尚銘の回想によつて辿つてみたい。当時北平軍分会参事であつた陶は二十二、二十三両日の経緯をつぎのように語つてゐる。

まず、二十二日午前、北平公使館の中山「代辦」（公使代理）

から電話があり、何応欽軍政部長にじきじき相談があるから取り次ぎを頼むということであった。中山は何応欽に会うなり、政府から訓令が届き、もし国府側から講和の申し出があれば受けてもよいとの旨を告げ、たゞしそまでの個人身分でなく、国府を代表する資格の者を望むと告げたとされる。日軍が北平東北方の通州、北方の密雲に迫り、緊急を告げる中でのこととされる。何応欽はすぐさま黄郛を推挙するとともに、黄に応対を依頼した。黄は日本海軍に顔つきの李擇一に仲介を頼み、北平公使館海軍武官藤原（喜代間）の宿舎で中山との会議を設定させ、永津を呼び寄せ「北平密議」に及んだとされる。

上記陶尚銘の回想には後述のように不確かな点が無いではない。しかし、当事者の回想として参考に値するものも少なくない。それによれば外務省の中山補佐官が「代理公使」の職権でまず軍分会の何応欽に接触し、日本政府筋の意向として停戦交渉の用意を伝達すると、何はその役を黄郛に振り、かくして行政院筋の黄が軍事停戦交渉に乗り出す準備が整う。ところで、その交渉であるが直接閻東軍に行つたのではなく、日本通として知られ、日本海軍に顔つきの李擇一の仲介を得て、藤原海軍武官の介在となるのである。また、回想

では、趙京時事件で緊張が高まるのは二十三日、つまり密議終了後とされ、その解決は「停戦合意」受諾と交換条件で処理されたとしている。つまり、日本側は事件を圧力として利用したことであるが、黄郛の「経過報告」では、それは「密議」前の非常事態として語られている。とにかく北平密議の「筋書き」には作為臭を窺わせる。

さらに陶の回想には、黄郛北上の直前東京から人づてに内報があり、蒋介石が黄郛に交渉の全権を委ねるなら、日本は停戦に応じ、閔内の「戦区」を国府に返還しても好いし、満州国の溥儀にも帰つてもらう用意がある、など告げたという下りがある。黄はそれを確認すると俄然積極的になり、華北問題の解決に乗り出したとあるが、時間的前後関係等の点で疑問が残る。<sup>(14)</sup>また、根本上海武官について、黄郛は根本武官を私的相談役として招聘したとも回想しており、興味が引かれるところである。

以上が示唆するところは、塘沽協定では両国現地当事者は意外に親密な間柄にあつたということである。根本、永津の両武官は、国府側の言う「默契」策に肩入れし、黄郛・何応欽から信任を確保し、相互撤退策を日軍が撤回した後もなお「默契」策の線で非公式折衝を続け、さらに有吉・中山ら

もそれに加担していた可能性が高いが、停戦協定はこのよくな状況中の所産であったということである。黄郛<sup>(2)</sup>き後、夫人の沈亦雲が夫の回憶録に添えてコロンビア大学に寄贈したドキュメント一つまり『黄郛文書<sup>(2)</sup>』一を調べると、密議での「四項目合意」が何応欽を介して北平軍分会に受理されると、永津は合意事項を清書して黄に送り届け、協調の結実を相互に確認し合つたのである。<sup>(2)</sup>

この二十三日から協定調印までの経緯について、亦雲夫人は『黄郛文書』内の往来電を開示し、黄の「独断専行」の嫌疑を晴らそうとしている<sup>(2)</sup>が、別の解釈の可能性も排除できない。つまり、その開示史料から、むしろあの決定的な機微の時期に、黄が慎重・緻密な配慮を巡らし、速やかな停戦実現を演出した様子が如實に読みとれなくもない。つまり、独断専行の様子がそこから透視できるとする方が自然なのである。協定調印に至る最後の局面で、黄は「陣前乞和」「城下の盟」の不利を承知の上であつたろうし、両首脳から「核準」を経るべしとの重ねての念押しを脇に置いて日本側に追随したことも前稿の通りである。とにかくこの間は黄郛の人舞台であり、それほどに彼は停戦合意を急いでいたというのが事実に近い。

つぎに「口約」について見ておきたい。

『日本外務省記録』を見ると、政治的協約関係に関して、内田外相から中山書記官に対し、「了解事項を記録に留めて両国当事者が書名捺印する」よう指示されている。中山の伝言を受けて、岡村寧次は協議の終わり際に「排日に関するて速に第二次の交渉を開き根本の禍根を剪除せらるる如く、貴代表にて斡旋せられんことを切望」云々と述べているが、これらは前稿の通りである。停戦協定はあくまで表向きは軍事的協約に限り、満・華国境の画定、満州国の実効統治容認、満・華両域の交流、国府内の排日抑制等の諸問題につき、平和回復後に政整会を窓口に協議に尽力することを口頭で約したのであるが、当時の国府では余りにことが重大なためか、国府側公文書は言うに及ばず、黄郛関係の文書中にもその種の機密文書は見えていない。

しかし、詳細に調べてみると、その口約は必ずしも幻とは考えられない。例えば日本側当事者の中山は、翌年三月二十九日に纏めた覚書の中でそれに触れている。それに拠ると、その前日中山は黄郛を訪ね「過去一年間特ニ眞懇ニ御交際ヲ得タル関係上忌憚無ク言ヘハ本官ノ得タル情報ニ依レハ

黄氏北上後既ニ一年ニ達セントスルニ拘ラス停戦協定當時口約セラレタルモノノ内実現セサルモノ尠カラス河北ノ現状ニ對シ日本側ニ於テ不満ヲ抱クモノ漸ク多ク密ニ憂慮シ居レル次第ナリ」と告げたところ、黄は協議の遲滞を詫びたうえで、南下（＝第二次南帰）の際には必ずその実現に尽力する旨述べたとある。中山はそれに統いて「北平申合事項」の進捗状況に触れ、黄ら「北支政權」はその責任上熱心にその遂行を研究中とし、それが蔣・汪両首脳部に容れられない場合北に戻る意志はないかもしけないと予測を伝えている。さらに中山は微温的な黄郛「政權」に対し日本関係者中に不満が高まつてゐる点に触れ、日本側がそれに代わる独立政權樹立を可能」とし、且つそれは「極度ニ疲弊セル北支経済ヲ更ニ深刻ナラシメ漸ク其ノ曙光ヲ見ントシツツアル我經濟發展ヲ根底ヨリ破壊スルモノニシテ帝國ノ北支ニ庶幾スル根本方針ニ副ハザルモノ」と述べている。<sup>(2)</sup>ともあれ、「口約」は黄の周辺にはその自覺があり、且つプレッシャーとなっていたことは間違いない。

本章の締めくくりに、日華提携をめぐる黄郛の「持論」に触れておきたい。

前稿で述べたように、黄郛は蔣・汪両首脳に懇請されて政整会委員長に就任した形を取り、華北での日華交渉に出馬した動機を量している。しかし、黄はその前後折に触れて日本観、東亞國際關係、日華關係の現状とその転換、満州國問題とその処理等につき断片的に語っている。それら断片を繋ぎ合わせれば、黄郛出馬の動機・思惑を理解する一助となるのではないかと思う。外交交渉であれ、それが人に媒介される以上、交渉仕掛け人の内面も規定要因と見るべきであるが、塘沽協定をすぐれて黄郛閥与の所産とすれば、とりわけそれが該当すると考えられる。<sup>(3)</sup>

黄郛と彼に招請された実務担当者達は日本留学者を核とした親日派と概括することができる。その親日派グループは、宋子文らいわゆる欧米派と違つて、國際關係に対する関心は相対的に希薄で、地政論的発想が顕著と言える。つまり、遠隔の國際連盟や英米等からの支援に過大な期待を抱かず、まず何より近隣する日ソ両国との関係を重視する。しかし、反ソ反共の信念と南京政府樹立後の国是・国策とに基づき、黄郛は対ソ警戒・対日接近の政策を至当とした。<sup>(4)</sup>北伐時期、黄郛が蒋介石に「連ソ容共」の転換、すなわち「離俄清党」を迫り、日本の幣原外交と歩調を合わせて上海四一二政変を

演出したのも、まさにこの信念からであった。<sup>(2)</sup>

しかし、日本の山東出兵、とくに一九二八年五月の濟南事件、続く満州事変で、日華関係が極度に冷却し決裂寸前となつたため、まずは対日緩和に全力を注ぎ、徐々に相互依存・共存共栄を模索する主張に至る。ところで、対日緩和の為には満州国問題が大きな障害となるため、その合理的な解決を提唱し、満州事変が起こると第二次幣原外交に期待を寄せ、満州国成立後には満州国問題を「棚上げ（セットアサイド）」して共通利害を模索する、例えば東北の領土保全が認められれば日本による満州経営を許す等、さまざまアドバルンを揚げている。更に日本による満州国成立、東四省占領以後には、長城以北については、さしあたり現状凍結やむなしの姿勢にあつたと言つても過言ではない。また、黄は「安内攘外」政策の強固な支持者でもあつたことも言うまでもない。

この満州問題の棚上げのうえでの日華連携論を蔣・汪両巨頭も共有していたのであるが、彼らは日本国内にその日華連携論に共鳴する「良識」勢力が存在し、徐々に力を強めるものと期待感を抱いていた。その「良識」派の一例として、故佐分利貞夫と幣原喜重郎、高橋是清、廣田弘毅外相、近衛文麿をはじめとした政・軍関係者が挙げられ、黄らは満州事変

後の軍閥的狂信はこれら良識派の台頭によつて是正されるものと期待し、停戦協定前後にも公私両面から繰り返し接触を試みている。<sup>(3)</sup>

停戦協定締結に邁進した黄郛には、この日華連携論がその行動の源泉をなしていたのではないかと推測される。停戦を実現して、国府の窮状を救うとともに、停戦の実効によつて日華関係を好転させ、中国は日本の資本力を利用して東北から華北を開発し、日本に原料・市場の不安を緩和させる。また、国府は日本の対ソ脅威感を中国の安全保障にリンクさせら華北を開発し、日本に原料・市場の不安を緩和させる。また、国府は日本の対ソ脅威感を中国の安全保障にリンクさせ、等というように、その青写真が出来つつあった。

しかし、その日華連携論には具体的裏付けが伴つていた訳ではない。当の日本側は国府側の緩和シグナルを察知して対応はしたが、黄らが想定するような相互補完意識は希薄なうえ、殊に満州問題では「九・一八」以前に立ち戻る決断はほぼ皆無に近かつた。したがつて、停戦によつて直接交渉の糸口を付け、徐々に譲歩を探るという黄郛らの思惑は視界不良を免れなかつた。停戦協定締結に至る黄郛の尽力は獅子奮迅の譬えに恥じないが、その完璧に見えた筋書きも実は砂上樓閣の懸念を免れず、「信義」の形骸化は瞬に完全無欠と見えた停戦シナリオを綻ばせて行くことになる。黄郛らが平和の

回復、日軍の長城北への撤退、華北の復興と中央化促進等を夢見て日本側の思惑に警戒を欠いたのであれば、その不明を指摘しないわけにはいかないであろう。

当時の国府トップであるが、蔣介石は直後の六月一日行政

院長汪への電文の中で、第三項の日軍撤退実現のためには緩衝地域設置もやむなく、それによって日軍が撤収すれば華北保全と戦火でうけた軍民の苦痛も癒されるとした。黄らが満州国承認などの政治的束縛を一切負うことなくそれを達成したことでもって、孤軍奮闘國府の崩壊を救つたと賞賛し、黄郛・何応欽ら華北当局を擁護したのである。<sup>(3)</sup> 当時の国府トップも停戦協定によつて日軍は長城北側へ引き上げることを確信し、不利な措置も「委曲求全」と呑み込んだというのが実情であった。

### 三 政整会委員長辞任、 政整会解散までの黄郛

この時期の黄郛については謝國興、楊天石、張學継諸氏による研究蓄積があり、とくにコロンビア大学収蔵の『黄郛文書』を渉獅した楊氏の分析により、本章の趣旨もその半ばは

尽くされている。<sup>(3)</sup> ただ、本稿では、ややアプローチを異にし、黄のこの間の経緯を「失意・悔恨」の線で見るだけでなく、対日觀と対日政策の転換とリンクさせて捉え直そうとするものである。

本章での検討に先立ち、アプローチの視角を確認しておくと、一九三五年六月十八日王克敏が政整会委員長代理に任命され、黄郛は実質的に重責を解かれる。それは直前の十三日黄が行政院長に提出した辞任請求に応えるものであつた。黄の離任は職責全うの結果ではなく、山積する懸案を前に責任を投げ出したのも同然であつた。辞任を承認される以前から、黄は経過報告や休養に名を借りて北平から南下していたが、しだいに郷里莫干山に籠もつたまま北上を渋り、再三政府首脳の「帰任」督促を拒み、辞任表明を繰り返したあげく肩の荷を降ろして休養することが許されるのである。黄に好意的もの言いをすれば、対日交渉の難局から身を引くことによつてより大きな政治的リスクを回避したのである。対日交渉に勇躍乗り出した二年前と比べれば、その末路での黄の傷心は想像を絶するものがあつたと察せられる。以下いくつかの時期に分けて推移を辿つてみたい。

## (一) 協定発効後廬山談話会まで

### 一九三三年六月～九月初め

まず、停戦協定締結直後の六月初旬を見る。協定の批准を求めて二日に国防會議が、翌三日に中央政治會議が開かれたが、黃郛らが協定に独断専行調印したこと、すなわち中央の核准を待てとの厳命に違背したことに対し、厳しい批判が噴出した。協定の追認を企図した汪兆銘は黃郛・何應欽ら現場責任者を庇いきれずに立ち往生となつた。その窮地を救つたのが蔣介石で、蔣は一切の責任は自身にあるとする汪宛通電の開示を許し、一任の形で辛くも政府・党内の合意を取り付けたのである。<sup>(34)</sup>

協定発効後の二、三ヶ月、政府・党の中枢部で、外交方針・対日政策の検討が続いた。この時期、協定発効後の国府基本方針が、九月初旬の廬山談話会に至つて一応の合意を見るごとで知られる。その新方針とは鹿錫俊氏の詳細な検討を経て、「救國大計」と評価されるものである。また楊天石氏による「黃郛文書」の分析によつて、それは宋子文らしいわゆる親歐米派の後退と指摘されるところでもある。この点につき若干検討を加えてみたい。

山に籠もる蔣介石を中心に、或いは中米綿麦借款の取り扱い、或いは「安内攘外」政策の優先順位、或いは停戦後の対日政策等を議するため、廬山談話会つまり党・政府首脳によるトップ会談が断続的に開催されている。具体的には、七月末からの蔣・汪トップ会談、八月中旬の蔣・汪・黃の三者会談を経て、九月六日最高首脳部を招集しての政策合意に至つている。<sup>(35)</sup> その合意をみた基本方針は、要するに長城戦での傷を癒やし、平和回復の機会に経済建設に邁進し、外侮を受けないで済む国力を養うことを大前提に、内では勦共戦に專念し、外では日本側を刺激する行動を極力回避し、併せて対日緩和を促進するというものであつた。

ところで、国府の上記政策的合意を鹿錫俊氏は「救國大計」と呼び、多少とも継続的・安定的な内外政策、とりわけ新規の対日政策が制定されたことの意義を評価するのであるが、その新方針について二、三指摘しなければならない。

第一に、九月のいわば「第三次」<sup>(36)</sup> 会談では、蔣・汪の他に政府主要機関の長、党元老らが參集し、以後政府が採るべき「国策の最後的決定」をしたとされる。参加者には、いわゆる「欧米派」とされる宋子文も含め、決議への連帶責任として連署が求められたとされる。ところで、合意された上記新

方針の骨子であるが、実は黃郛が八月中旬廬山に蔣を訪ねて額を寄せ合つて検討した後、汪が呼ばれて開かれた三者会談で決定された線に一致するものであつた。<sup>(四)</sup>

第二に、許卓然の伝えるところによれば、黃は南下して蔣、汪両首脳と会うに際し、「辞表」を懐に直談判に及んだとされるが、その結果「対日及ビ北支善後方針ハ何レモ全部蔣、汪ノ容ルル處トナレル」と語つたとされる。さらに、三者会

談の場で、宋子文が財政部長辞任を盾に新方針に反対すれば、両首脳から宋を辞めさせるとの回答を得たとされる。<sup>(五)</sup>黃は九月の談話会を欠席しているが、六日汪から方針採択を告げるかたわら、「華北當局に相当自由な権限を与え、円滑処理を期す」旨の連絡が届いていた。「期待以上」の成果に気をよくなした黃は、直後有吉日本公使に向け、「自分等ノ希望ニ対シ至極満足スベキ結果ヲ得タリ」と報告を送つている。<sup>(六)</sup>

第三に、この元來は黃郛プランの具体化とも言える新方針が第三次廬山會議で決議されると、黃は行政院長の汪から手交された決議文を「絶対極秘」の含みで「知友」の根本武官に内報した。それは有吉公使を経由して「部外極秘」扱いで広田（弘毅）外相に送付された。つまり、停戦協定締結以降も、「内報」により相互に信頼関係を繋ぐパイプがなお続

いていたことが知られる。<sup>(七)</sup>

以上が九月廬山會議合意の新方針の内実に他ならない。華北問題に限るなら、それは右に示した通り、要するに黃郛プランの具体化という点に尽きる。且つ、その時点での広範な合意獲得は黃郛ら政整会サイドで推進された復興策、つまり「華北戰區救濟」政策の言うなれば初期成果に負うものであつた。

その間の筋を辿ると、停戦協定が発効して平和が回復されると、行政院下に「華北戰地救濟委員会」が、政整会下に「華北戰地接收委員会」が立ち上げられ、日軍占領下の「戰区」二十二県の大部分が國府に「接收」され、河北省内の日軍もその大半が一應長城外に引き上げ、北寧線も回収・開通の運びとなつた。また、懸案の「戰区」内対日協力部隊—國府側のいわゆる「匪軍」—の処理、難民の帰還・収容策も緒に就き始めた。日本側との間で、六月に長春、七月に大連、さらには唐山と「善後交渉」が幕開けし、停戦協定履行の為の日華協調も一応の進捗を見せていた。黃郛は河北での戦後復興、華北五省の中央化に自信を深め、その余勢を駆つて中央との直談判に臨んでいたのである。<sup>(八)</sup>

ただし新方針は単に初期成果の所産としてあつたに過ぎ

ず、廬山に參集した首脳陣も多くは模様眺めの姿勢を出ていないとすべきであろう。大連會議の後あたりから、閔内・長

## (二) 北平會談と動搖の始まり

一九三三年十一月前後

城線の要衝では日軍の撤退は緩慢となり、部隊の一部残存の動きも見え始め、國府關係者に危惧の念を与へつた。また、日軍を補完した李際春ら反國府部隊の收容策も難航し、際限のない國費投入を余儀なくされつつあつたし、接收・通車した北寧線と滿州國管内の奉山線の接続による、北京・瀋陽間直通列車運行が懸案化しつつあつた。とはいへ、この九月頃まではいわば嵐の間にあり、日本側の對國府攻勢は一服觀を呈していた。

しかし、その平穏は長続きせず、前稿に見たように、日本側では、八月末閩東軍から「第一段交渉案」の打診が始まり、陸軍省・外務省・滿州國諸機関持ち回りの審議が続き、十一月初頭には「北支善後交渉ニ際シ取締案」での合意を見ていた。転機をなす「北平會談」の始まりに他ならない。このよう見ると、九月の新方針を安定的・恒久的政策の確立と手放しで評価するのは時期尚早であり、続く日華現地交渉の成否に左右されるを得ない不安定さが残されていたとすべきではなかろうか。<sup>(註)</sup> 黄郛について付言すれば、この時が得意絶頂期であつて、程なく動搖・当惑が始まることになる。

再び九月時点に戻るが、國府で新方針が合意され、黄郛ら「華北當局」にフリーハンドが認められた時、黄はそれをいち早く有吉公使に「内報」したことはすでに触れた。國府の最高機密は根本上海武官に手交され、日本側は黄らの「親日満」姿勢を信頼したと思われる。有吉はそれまで抑制してき

北平會談については前稿で見たところであるが、交渉の様相は塘沽の時とは一変した。<sup>(註)</sup> それまで機能した兩國現地当事者間での協調は大きく揺らぎ、日本側も「親日満」政権を当て込んだ黄郛ら「北支當局」の手ごわい抵抗に戸惑い、黄らも日本側の独善と専横に幻滅を深くし、あくまで國府の意を体した「華北當局」の立場を堅持した。國府側の抵抗に業を煮やした日本側は、本協定を逆手に長城線・閔内における日軍のプレゼンスを正当化し、長城を挟んでの満・華両域の通車、通郵、通關等の交渉「申し合わせ」を強要した。黄郛らは「北平申合」の交換を余儀なくされ、先の「口約」とは比較にならない重い遵守義務を負わされたのである。黄らは合意事項の秘匿を申し合わせたが、政府・国民党内から、またメディアから、「事ある」とに猜疑の目に晒されるようになる。

た平・津行きを黄に告げ、来る「第二段交渉」での協力期待を滲ませた。<sup>(4)</sup> 北平会談では、有吉公使は北平公使館に詰めて幕後で指揮に当たつたが、根本も会議に陪席した。十一月六日夕刻、すなわち北平会談の前夜、翌日からの会談に先立ち、政整会主催で岡村ら日本側委員の歓迎宴が催されたが、散会後根本は黄を引き止め、日本側提案書「北支善後交渉商定案」（先掲「取極案」の中訳文）を手渡した。すでに大連会議以来、一連の「善后交渉」では、交渉は口頭での確認に留め、議事の記録も取らないことで了解が成立していた筈が、日軍側は「協議案」を文書にし、その諾否を求めたのである。

しかもこのたびは用意周到にも、日本側腹案の中文訳をあらかじめ内示したのである。しかも、根本は文言の修正はあっても「実質」の変更は認められないと釘を刺した。このことを「黄郛文書」で確かめてみると、その際に渡されたのは手書きメモ様の文書であった。して見ると、それは黄郛への信認の証として、協議のアウトラインを事前に明かしたものとも考えられる。<sup>(5)</sup>

対する黄はと言えば、即刻文書を蔣・汪両首脳に電送するとともに、その対策協議を始めている。その交換電文によれば、黄は「（日本側提案の）措辞は婉曲ながら嚴重」と認め、

専門的検討によつて修改箇所を詰める必要を述べている。さらに、「酌量のうえ骨子は認めて偽国関係の字句を徹底的に削除するほかない」と述べている。その晩遅く関係者が集められ、深夜二時まで検討を続けた末、政治問題の協議には応じない、満州国に関する文言は削除する、停戦協定の善後処理以外は交渉しない、等の原則が確認されている。黄のこの時の感懷は管見のかぎり確認できていないが、受けた衝撃の深さと当惑振りは推察に難くない。実はこの直後から黄の政整会委員長辞任の動きが始まるが、その有力な傍証と言えるのではなかろうか。

前述した八月南下の際の辞表は単にパフォーマンスであつたが、この時は失意と抑えがたい失策感に起因すると推測される。「北平申合」の交換文書は前稿で触れたように秘匿処理が施されたが、中央政治会議、国民党中央常務委員会、立法院と、日華交渉に風当たりは手厳しく、政整会解散の声さえ挙がり始めていた。蔣の意を受け、黄はつてを頼りに東京方面に緩和の動きを探つたが、日本から期待の動きは伝わつては来なかつた。<sup>(6)</sup>

協定の果実に貪欲さを強める日本と反発・猜疑を強める世論に挟まれて、黄は蒋介石に「偽国（＝満州国）を取消す力

など無いし、交渉で偽國の活動を阻止することなど出来ない」と弱音を吐き、上司の汪兆銘には「吾ら恥辱を忍んでからく

(三) 第二次南下(＝南帰)時期  
一九三四年四月～九月

も危局を支えてきたが、……公のために私を犠牲にしてきて、弁明すれば疑いを招くばかり」と愚痴をこぼし、「以後凡庸な私など國家の役に立たぬし、留まれば罪を重ねるのみ」と辞意を仄めかしている。その弱気に対して汪兆銘から、逆風はかねて予期の範囲と励ましの回電を得ても、北平会談での衝撃と懸念感の払拭は容易でなかつたと想像される。救国の誠意は通じず、朝野の誤解を解くことの容易で無さに悲観に傾き始めた様子が窺われる。<sup>〔5〕</sup>この頃の黄の様子を有吉らが伝えるところによれば、当初から黄の根回し工作には隠密性が随伴したが、この頃には日本人との面会・情報交換も極力人目を避けけるようになったとされる。表向きの公表とは異なるシナリオを一人胸に收め、民意に背を向けて黙々「口約・申し合わせ」の遵守に骨身を削る苛酷さに弱気になっていたことが窺われる。しかし、この時はまだ正式な辞職表明とまでは至つていないのでないかと判断される。

まず交渉の焦点となつたのは通車の方であるが、日本が強く求めた北平・瀋陽間直通列車の協議は遅々として進まず、その間に福建人民革命政府樹立、滿州國の帝政への移行、天羽声明と事件が起る度に中断が繰り返された。立法院では、滿州國承認の嫌疑から、通車・通郵の協議差し止めから、黃郛更迭の声さえも挙がつた。協議の度重なる中断に業を煮や

した日本側は、福建事変の終息直後の二月中旬には根本武官

が黄郛を訪ねて通車協議を促し、二十一日には有吉公使が汪兆銘に直々通車・通郵の促進を迫つてゐるが、四月末には参謀本部が中国班長影佐（横昭大佐）を天津に送つて近在武官を招集し、黄らによる交渉を緩慢と批判し、国府が責任回避するなら日本側は適当な手段を行使するとした。影佐らはもはや遷延を許さないとして協定締結一周年を最終期限と通告し、併せて国民党党部禁止の企図も表明した。<sup>金</sup>その板挟みの申中で、黄郛は四月初め蔣・汪両首脳との方針調整を目的に南下したのである。

四月三日黄郛は北平を離れ、六日蔣介石との協議、十一日汪兆銘を交えての三者会談に臨んでいる。通車をめぐる最終調整が主な目的であつたが、三者三様置かれた状況の相違から思惑が入り乱れ、協議は難航した模様である。それは五月になつて蔣介石が黄郛宛電報で、拙速に中央政治會議（中政会）に提案するのはまずいとし、蔣・汪に一任を求めてゐることから察せられる。<sup>國</sup>蔣介石の判断は二転三転の末、五月三十日中政会を招集し、蔣・汪両首脳の共同提案で行くといふことに決まつた。しかし、この時、黄はその根回しを迂遠と感じて不服を洩らし、通車の早期解決を繰り返し求めてい

る。その結果、三者会談終了後黄郛に短期休養を許す措置が取られている。それについて、黄は十六日上海帰着後の記者会見において、「私の進退であるが、華北の困難の中で一年近く整理に没頭し、精神体力とも疲労困憊しており、この機会に休養を取りたいと思う。蔣委員長・汪院長に懇請したこと」る、休養ならよいが、消極態度（辞任）は駄目ということであつた。休養後体力が回復すれば北返するつもり」と述べてゐる。<sup>國</sup>

五月三十日中政会は汪行政院長提案の通車方案を承認し、七月一日平瀋直通列車の開通に漕ぎつけた。しかし、国内世論の風当たりは厳しいものがあり、六月五日には上海の黄宅に爆弾が投げ込まれ、通車一番列車も塘沽郊外で爆破される等の動きが続き、黄郛らに衝撃を与えた。六月六日黄は有吉を訪ね、「（停戦協定による）日本側ノ義務タル撤兵ヲ履行シテ貴ヒ度キ考ナリ」と告げ、殷同を大連に差し向け、岡村少将に協議を依頼すると旨語つたとされる。ほぼこれを境に、対日積極姿勢は影を潜める一方、北平帰任を渋り、委員長辞任と華北問題の中央責任での解決を強く要望するに至る。

通車提案が中政会を通過すると、蔣・汪両首脳からは黄郛

に北上して任務に復帰するよう催促が始まる。その煩悶のなかで、黄は六月末蔣介石が杭州に立ち寄った機会に北行辞退を直訴し、当座では許しを得たとされる。しかし、蔣は思い直し、腹心の張羣を介し莫干山へ帰る予定の黄夫婦を足止めし、翌々日わざわざ説得に戻ったとされる。黄の辞意は亦雲夫人の慾憑によると信じた蔣は夫人に釘を差したとされる。<sup>(1)</sup>更に七月六日には、蔣・汪連名で「北帰」催促の電報を送り、「三人の共同責任である以上、一人が抜けたら他の二人も投げ出すほかない」と圧力を掛けている。<sup>(2)</sup>

もはや帰任の途以外なくなつて、黄郛は矛先を塘沽協定の廃棄交渉に転じてゐる。【黄年譜】によれば、七月十九日殷同の談話<sup>(3)</sup>という形で、協定廃棄の意向が表明されてゐる。殷は上海でのその記者会見に臨む前、黄郛の莫干山別荘に逗留し、「対日外交方策」を打ち合わせてゐる。その間に外交部次長唐有壬も招かれ方針調整が図られており、談話はそれらを受けてのものと考えられる。その中で殷は大略「華北問題、ことに長城一帯の日軍の撤退等が解決しないのは、日本側は華北政情不安のせいにするが、実はその原因は全て日本側が負うべき筋合いのものである。停戦協定は軍事が終わればもはや必要ない筈である」云々と述べてゐる。ついで翌日には、

殷は外交部次長の唐有壬、李擇一らとともに、上海日本公使館に有野（学）参贊を訪ね、非公式に協定廃棄の打診をしている。協定成立のいきさつを想起し、殷らはひとまず外務省筋に水を向けたものと思われるが、有野は「撤廃は関東軍の責任範囲であり、政府は直接関係ない」と答えている。実はこの間外務省は軍部側と協議を重ねていたことはすでに周知で、この点については後に触れたい。

以上は【黄年譜】限りのことであるが、【黄郛文書】はさらシリアルスな経緯を窺わせる。楊天石氏によれば、通車一番列車の爆破に衝撃を受けた黄郛は配下の殷同に「国民の心中に鬱積した不平を解かない限り、もはや禍患は防ぎよつもない」と語り、七月二日北平武官の柴山（兼四郎）に連絡し、取り消し協議を申し入れさせる傍ら、「この一年來の我が方満面の汚辱を灌ぎ、三年に及ぶ国民の憂鬱を安らげてほしい」と告げさせている。その一方で黄は七月七日行政院長汪兆銘に八つ当たりし、「人民の激情、強敵（＝日本）の『兼併野心』を恐れて、政府は責任回避ばかり。少数の者が板挟みになりながら国難解決に奔走しているが、国難解決の見通しもなく犠牲になるより他ないのか」等々詰め寄つた挙げ句、「これまで道理の通じぬ強敵を前に道化を演じてきたが、通車も

成ったからには肩の荷を卸し自由にさせてもらう、後のこと  
は知らない」と憤懣を投げつけていた。更に十七日には両首  
脳に打電し、殷同を介して岡村に停戦協定取り消し交渉を申  
し入れたことを伝え、順当に行けば当事者双方で各自廢棄宣  
言をすれば済むし、支障があれば戦区内の紛擾を片づけ、双  
方で協定を誠実に守つて拡大解釈を避けるよう提案する、と  
した。期待通りに行けば両首脳の指令通り北帰し引き続き数  
ヵ月尽力するが、駄目なら自ら責任をとつて「(自効して)  
辞職するとも告げたとされる。<sup>(5)</sup>

七月二十四日開かれた第二次大連会議には、長春から岡村  
参謀副長、喜多誠一参謀部第二課長が出向いている。当时通  
郵協議を間近に控えていたが、協議は協定存廃に絞られた。  
黄郛らからすれば、停戦協定によつて平和が担保され、日軍  
占領下の冀東二十二県の大半が接收され、北寧線も回収され  
る筈であったが、関東軍は協定第三項を盾に残留して華北に  
睨みを利かせ、そのため親日・反国府勢力が戦地に跋扈して  
復興を妨げ、政整会の権威を損なわせていた。黄は北平会談  
以降そのことに苛立ちを募らせ、すでに四月二十一日の時点  
で、殷同に対し先掲「談話」と同内容の電文を送つていた。  
この流れのうえに、六月六日の関東軍側撤兵要求が続くので

あるが、この頃を境に、停戦協定に替わる包括的政治協定を  
両国外交交渉で話し合うよう提案が繰り返されるようにな  
る。<sup>(6)</sup>

果たして、黄郛らのこの動きに日本側は敏感に反応した。  
現地からの報告を受け、東京の参謀本部・陸軍省・外務省間  
で慌ただしく意向調整が図られた結果、停戦協定撤廃交渉の  
拒否、つまり停戦協定堅持で合意し、かつ関東軍一任で決着  
した。<sup>(7)</sup>これは取りも直さず黄郛を華北外交の場に押し出した  
陰の力であった外務省、とくに在華公館の華北での影響力の  
後退を物語るものであった。これ以後、在華外務省筋はしだ  
いに南京政府とのいわゆる和協外交に没頭し、翌一九三五年  
から始まる軍部の「華北分離」化攻勢に対し、従来までの調  
整力を喪失するに至る。

一例を挙げれば、広田外交(第一次)の末期、関東軍が梅津・  
何應欽、土肥原・秦德純両「協定」の余勢を駆つて、華北五  
省ないし冀東地区の分離独立を慾する動きに出ると、広田  
外相は自身の押す「三原則」を南京政府に呑ませる圧力とし  
てそれを利用し、国府側の不信を招くこととなる。三原則交  
渉の混迷は有吉大使の政治的立場を失わせ、翌三六年には職  
を去ることになる。ブリッジ役の退場によつて両国関係は曲

がり角を迎える。<sup>(8)</sup>

少し先走つたので元に戻ると、第二次大連会議は閏東軍側の拒否で成果無く終了した。岡村らは協定取り消し・閏東軍の完全撤収の代償として、華北の中日經濟提携、鉄道の共同運行等を提案した。日本の支援を背景とした華北經濟開発は黃郛元來のプランであったが、日軍の撤退と治安回復、戰地の復興に懸念を抱き始めていた黃にとつて、なにをか言わんやのことであった。その後、彼は注に対し「全精力を傾けて何の成果もなし。日本側の魂胆の悪辣には腹が立つより恐ろしくなる」と告げている。現地日本軍・政関係者との共感が地を払うなかで、黃の北平帰任の運びとなつた。

ただこの時点では黃は北へ戻つたのではない。八月十日より殷同を伴つて廬山に蔣介石を訪ね、華北政情を協議し、十二日には汪兆銘ら政府首脳も參集し、協議が続行された。『黃年譜』によれば、引き続き三者会談の予定であったが、蔣介石が過労から体調を崩して中止になり、一週間の予定が九月五日まで廬山に滞在することとなつた。

この間の協議を伝える史料は欠けていて、その時期黃はメディアの取材に応じ、あるいは廬山軍官訓練団への訓話の形で感懷を語つてゐる。それらを一瞥すると、「すでに智恵

も尽き果て、心力ともに消耗したため、骨休めをして胸のつかえを晴らしたい」と述べ、『大公報』記者王芸生によるインタビューでは、早く北帰して戦区民衆の苦痛を和らげてほしいという声もあるが、その期待に沿えそうにないとしたうえで、「もう」のあたりで道化役を辞めてのびのびさせてもらいたいところだが、国家の事を思うと冒険も出来かねる」としつつ、この先政整会の看板を掛けて強欲の日本閏東軍との折衝を委ねられても、その結果は多寡が知れている、等と語つてゐる。<sup>(9)</sup>ここに至つて、明らかに黃郛の日本に対する幻想は冷め、「(両国関係周旋の)手立てがもうないなら、早く引っ込んでこちらの邪魔をしないでくれ」という日本との間では、もはや私の出る幕はない。國家が從来通りその日本を相手に戯れ歌を謳えといえど、個人を犠牲にして従うほかないと述べたうえで、今や中国にとつて活路はただ、一 遠大な見識を持ち、二 じつと耐え、三 奮起して「弱國団強」を目指す以外ない、とした。<sup>(10)</sup>

この頃、長城一帯では日軍の動きがしだいに活発化し、いわゆる「華北密輸」も顯在化し始めており、その状況に黃郛は「当初の思惑と違う」との思いを吐露している。

#### (四) 最後の南帰から辞職まで

一九三五年六月まで

九月十九日午後黃郛は飛行機から北平に降り立った。しかし、当初北平に馳せ参じた時と比較すれば、華北の状況も黄自身も荒寥觀を漂わせていた。しかし、その感慨に浸る間もなく通郵協議が待ち構えていた。関東軍は從来と同様仲立ちの形で満州国郵務関係者を嘱託委員として送り込んで交渉を促したのに対し、黄は国府交通部に専門委員派遣を求め、中央政府を交渉の場に引き出した。それは郵便・為替、それも長城を挟んでの満・華間のみでなく、東北経由での内外郵務全般に関わるものであつたうえ、国際連盟の議決も作用を及ぼしていた結果であつた。

しかし、問題の核心は満州国問題であることには変わりなく、國府側は満州国との公然の協議を峻拒し、切手、郵便ス

タンプに至るまで、満州国に関する表示の一再を削除するよう主張し、交渉は難航を重ねた。國府交通部、行政院はともに對日妥協の誹りを恐れ、協議は決裂の瀬戸際に瀕した。日本側は「申し合わせ」を振りかざして威圧を強め、鐵道沿線、要衝への軍備強化や演習の動きに出始めた。そのような緊張が高まるにつれて、やはり黃郛の調整力の出番となつた。黃

は南京外交部から次長の唐有壬を呼び寄せ、留日経験を持つ兩知日派の協調によつて、十二月十四日通郵大綱他がかるうじて合意され、年末には東北通郵の実施に漕ぎ着けることとなつた。一方その同じ頃、蔣介石は交渉の曲折を注視しながら、日本側の満州問題に対する威圧姿勢に怒りを深めていた。満州事変以降蔣は対日関係の破裂回避に傾注してきたが、「一つ問題を解決すれば、また次を求める」と不信を募らせ、「日本少壯軍人」の底知れぬ野望への警戒心を高めていたのである。<sup>(五)</sup>すでに触れたように、蔣は一時停戦交渉に積極的に乗り、東北の主権確保と引き替えに、日本側の満州經營を默認する覚悟も密かに固め、その線で汪・黄に対日折衝を委ねた」ともあつたが、停戦交渉が一巡を終えたこの頃には、「『最後關頭』の思いが過ぎつた」との後日談を残している。「敵乎、友乎」の想が練られ始める時期に当たる。<sup>(五)</sup>

懸案交渉が一段落し、一時の平静が期待されたが、三十五年に入ると日軍側は「華北停戦協定」拡大に向け一気に攻勢を強めた。関東軍はチャハル省東部(察東)への侵略を開始し、旧熱河に隣接する地域を満州国に併合し、内モンゴル地域の独立運動を扇動し、華北の空を自由に飛行し、天津郊外に許可なく空港建設の動きに出るようになる。そしてその一方で、

國府傘下の東北軍、冀察軍、中央軍等を緩衝区域外に駆逐し、非武装地域の拡大を露骨に推進するに至る。この延長線上に、梅津・何応欽、土肥原・秦徳純両「協定」が来るのであるが、それこそ前稿で指摘した「華北保護」体制のエスカレートに他ならない。この時、黃郛は経過報告の為に南下中であったが、関東軍の平津自由飛行等の暴挙に対し、四月十九日汪兆銘に電報を送り、「國は國でなくなる」と危機感を募らせつつ、日本国内に<sup>(五)</sup>関東軍抑制の華北政策の不在を伝える視察報告が届けられていた。

この深まる難局に一人華北に残った何応欽が対応に窮して黃郛に助けを求める、黃はそれを婉曲に拒んで、「今後対日問題で中枢になるのは中央であり、地方交渉は九割方終わっている。中央が國際情勢をはつきり認識し、日本に対する方針をきちんと定めてくれたら、私が少しばかり荷を卸しても問題ない筈。さもなければ、指令で役目に戻つても裨益する所はないと思う。再三考えたあげく、南京・重慶を往来して（蔣介石の相談に乗る）方がまだ貢献出来ると判断した」と返答している。<sup>(五)</sup>ついで支那駐屯軍による「河北事件」が勃発して窮地に陥った何応欽から、対日緩和に尽力を求める矢

の催促が続くと、黃は六月十三日汪兆銘に辞表を提出した。汪の慰留を拒んだ黃は、その痛切な思いを盟友楊永泰に、「事ここに至つてまた出馬せよとは、難局に追い込むばかりか、專制時代の自殺下賜と変わらない」と愚痴をこぼしている。<sup>(四)</sup>

河北事件は在華・在満日軍の連携で発動されており、日本陸軍中央もほぼフリーハンドを与えていた。土肥原・秦徳純協定、梅津・何応欽協定と続く日軍の猛攻勢に為す術なく、何応欽は南京に身を避け、北平軍分会は崩壊同然となつた。この同じ頃、東京・南京では外交関係の格上げによる日華和協が盛んに喧伝されていたが、広田外相は河北事件に対する國府からの調停要請を断り、現地軍部との交渉に委ねる意向を表明した。<sup>(五)</sup>そのような中で、すでに触れたように、六月十八日國府は黃郛の辞任を事実上承認し、八月二十九日には政整会の解消を発令し、以後地方の処理を越える外交事件は中央で処理するとした。「華北當局」体制の撤廃であり、日本は「華北分治」の窓口を喪失することを意味した。行政院長の汪兆銘は体調不良を理由に辞職を表明し、十一月末には職を去る。その五日前の二十六日には、北平軍分会廃止も発令され、続いて十二月末には対日緩和政策を支えた唐有壬が暗殺に遭い、親日派は民国政治の表舞台から大挙去ることに

なる。

以上黃郛に寄り添いながら塘沽協定発効後の二年余を辿つてみたが、協定発効直後の得意絶頂から、幻滅・悔恨と焦燥感とで心身ともに憔悴するまでが鮮やかな軌跡を残している。平和を担保する筈の停戦協定が牙を剥き出し、便宜で設けた筈の緩衝地帯は半ば恒久化され、「戰地」では國府の政治・軍事機関、国民党組織が驅逐された後に親日・親滿の「自治」組織が擁立され、日軍プレゼンス下で長城を越えての密輸が拡大する等、華北はあたかも日本の特殊勢力区域と化し始めた。<sup>(8)</sup>それを眼前に黃郛は日本關係者に『顎で使われた』との苦渋がこみ上げ、思わず盟弟張羣に、「寒空に飲む冷や水は一滴一滴が痛いほど身に染みる」の諺通りで、死んでも忘れられない」と零している。<sup>(9)</sup>

ただ、黃郛の場合、自ら幻想の虜となつていたとか、日本側に欺かれたとかで終わつたのではない。それらも幾分は事実なのであるが、黃自身は苦渋の経験を越え失策の挽回に余命を賭けた点は非凡としなければならない。日本人の交渉を「連環套式」外交と呼んでその術中に陥らぬよう警戒を呼びかけ、日本と裏表のない親善を築く為には満州問題の根本的解決が不可欠と主張するなど、対日変化を先導している点も

見過<sup>(10)</sup>せない。それに伴う日華關係の轉回については章を改めたい。

#### 四 黃郛退任と日華關係の轉回

一九三五年四月八日～十日にかけ、有吉公使主催で在華総領事会議が開催された。<sup>(11)</sup>その冒頭挨拶に立つた有吉は、広田外交の下で對華政策は「水鳥から啄木鳥の段階」に転換を遂げつたことを告げた。<sup>(12)</sup>それは奇しくも黃郛退陣の二ヶ月前に当たり、有吉も各種情報からその觀測を強めていたと思われる。在華政務官のトップとして、日本が黃郛なき對華政策段階に入り始めたことの表明であつた。それはまた、それまで日本對華政策のイニシアチブをある程度保持してきた有吉外交の限界表白でもあった。北平の若杉（要）參事官から、外務省として黃郛を慰留する動議も出たが、有吉らにもはやその政治力は残されていなかつた。かねて有吉は、中國内部に意志疎通のチャンネルを確保し、國府側の自律性をある程度尊重する建前のもとで、國府当局の創意として親日政策を推進させ、両國親善の趨勢のもとで懸案を順次解決し、最終的には滿州國の実効支配の容認を勝ち取るというシナリオを

進めてきたが、軍部勢力はその間接的で緩やかな政策を疎んじ、ついに停戦協定の枠をはみ出す露骨な威圧行動に傾斜し始めたのである。<sup>(8)</sup>

しかし、変化は日本側だけに留まらなかつた。『大公報』をはじめとして、二年前には塘沽協定締結を肯定したメディアの多数は厳しい論調に転じ、対日緩和に対する華北社会・民衆の視線も冷え込んでいた。<sup>(8)</sup> 日華衝突の緩和によつて華北の復興・建設に全力を傾注し、満州問題を「セットアサイド」して日華共存を模索する等とした黄郛の往昔の妙案はもはや神通力をなくしていた。かつて「華北保全」を説いて停戦協定と黄郛らを擁護した胡適も程なくそれを自己批判し、東北の為に華北を犠牲にできぬとした先の主張を撤回し、東北問題を中國の死活問題と主張し始めていた。<sup>(9)</sup>

顧みると、黄郛登場を要請したのは、有吉公使の表現を借りれば、華北に独立政権を樹立する、国民党体制を否認する等の強硬論では、相当な兵力常駐や絶大な財政負担、困難な国際関係を免れないとの見通しに立つて、その危機回避の思惑からであった。停戦協定下で、関東軍のプレゼンスを背景に、黄郛ら「北支」当局に親日化を促す漸進策が採用されたのである。外務省のその「威圧外交」も黄郛退場を招いた一

因と言える。満州国に対する中国のみならず国際的な批判に対し、日本は国策上の隘路、つまり満州国を堅持しつつ対華・対外協調を模索するという綱渡りをついぞ是正することで、まさに危機管理の鍵となつてきた「架け橋」役を失つたのである。「水鳥外交から啄木鳥外交へ」の形容は言い得て妙であるが、宥和を経て言うなれば「東亜連盟」に進む政治構想は大きく色褪せたと言える。日本盟主を柱とした「広田三原則」や「東亜新秩序」はその廢墟に登場することになる。黄郛の影が消えた後の華北では、架け橋があつて成立していた日華関係の平静は危機に直面することになる。日軍は軍事的冒険を強め、黄郛外交の所産であつた停戦協定の固定・拡大化を志向するようになる。一方、國府は政整会スタイルの地域統治を終息させるとともに、上海も含めて停戦協定システムの撤廃を目指すようになり、日本の「分治」—國府統治の切り崩し—政策との対抗を顯示し始める。<sup>(10)</sup>

最後に黄郛に戻ると、余命の僅かな時間は「抗日」への歩みとして刻まれている。最後の南下後すでに心身の憔悴は極まつていたが、北帰を拒んでいる間に肝癌を発症し、療養中の三六年十二月六日逝去となつた。辞職を許されてのちわ

ずか一年半足らずの時間であつたが、その余命の時間、黃郛は失意のうちに政界から身を引いたわけではない。南帰直後より、蔣介石に請われるまま相談役を引き受け、「対日緩和」から「抗日」への政策転換を率先準備し、それとともに彼の国民党認識も大きな転換を遂げている。

黃郛のその最後の嘗みを追うと、まず南帰早々の（一九三五年）二月、蔣介石の要請を受けて王寵惠と会い、汪兆銘も交え対日政策を検討している。これは蔣介石の発案で、ハーベイ国際法廷に帰任予定の王に東京経由で日本の対華政策を探らせるとともに、王の口を借りて、日華交渉の基本三原則を提起させたことで知られる。その三原則とは、一 懸案の平和的処理、二 國際法上の平等の堅持、三 友情に基づく國交、などとして知られるが、黃郛はその転換に率先関与した。それが、黄郛はその転換に率先関与した。その意見交換の場で、国府側は従来のように地域的組織が閔東軍等の出先機関と交渉する方式を改め、中央同士で交渉する希望も表明し、広田外相の贊意を得た。しかし、この協調の芽は直後の「河北事件」であつさり覆り、広田外相は日軍の河北における跳梁を放任し、国府側の強い不信を招くことになる。

一九三五年十一月閔東軍による華北分離工作進行の最中、

延び延びになつて、いた国民党五全大会が開かれた。国民党は満州事変以降、内外政策の対立から胡漢民ら廣東派が南京政府から離反し、蔣・汪合作政権の対日緩和策に対し元老層から弾劾が相次ぎ、閻錫山・宋哲元ら華北軍事指導者達は面従腹背する等統一を欠いてきたが、大会を機に大同団結の機運が高まつていた。また、国内では日本の華北政策に対し反日運動も沸騰状況を呈していた。その大会の場で、蔣介石は「外交方針」の報告に立ち、対日方針の転機を画する「最后關頭」表明に及ぶのであるが、それは、「和平が完全に絶望に至らぬうちは決して和平を放棄しない、犠牲が最後のぎりぎりの瞬間にならぬうちは安易に犠牲を口にしない。……最後の犠牲を覚悟して和平に最大の努力を尽くす」というものであつた。もはや妥協にも限度があるのであるとの表明であつた。この「最後關頭」決意は統いて中国の主權擁護・領土保全と具体化され、さらには華北保護体制を招いた塘沽停戰協定の廃棄を睨み、不退転の決意へと固まつて行くことになる。石原莞爾が予期したように、満州事変後の「一切の政治的権益の返還」がない限り、事態收拾不可能の局面が近づいたのである。

ところで、この蔣の五全大会演説であるが、「黃年譜」によれば、演説草稿は蔣の依頼で黃郛が作成し、蔣はそれに末

尾の「最后関頭」部分を加筆したとされる。<sup>(4)</sup> 黄が国民党的「党をもつて国を治める」体制への厳しい批判者として自他ともに許してきたことは前稿で触れたが、蔣を介して国民党大会での基調報告を起草するまでの大きな転換を遂げていたことになる。それは、抗日への思い—あくまでその秘めたる思い—が全てを圧倒したうえ、国民党が民意発揚の貴重な媒介環であることが自覚された結果と判断される。

一九三六年十月十日黄郛の病床を見舞つた蒋介石は、「抗戦準備は半ばを越えた」と告げ、華北外交での「委屈」の苦労を勞つてゐる。<sup>(5)</sup> 十月末、黄郛は内蒙古百靈廟で傅作義軍が日軍・内蒙古徳王連合軍を破つたニュースを告げられ、歓喜の談話を残しているが、その後に生涯を終えている。

十二月六日、西安事件の六日前であつた。

を強め、黄を追い込んだと言える。

塘沽停戦協定と黄郛」というテーマ設定に一言言及すると、前者は日華両軍のみならず両国間の軍事的（＝政治的）協約であり、後者はその国府側における当時責任者である、もとより同列に論ぜられるものではない。しかし、本協定の

場合いささか特殊と言うべき諸点にも注意を向けない訳にはいかない。つまり、あの協定は黄郛の思惑の具現たるべきものであり、元来一時の方便として日華関係緩和の糸口となる筈のもので、その確信から黄郛は「独断専行」を敢えて演じたと考えられる。日本は黄の思惑を渡りに舟と利用し国益がらみの思惑を協定に盛り込んだというのが隠れもない事実である。協定発効後、黄は停戦協定の行く末を言うなれば表裏にわたつて見守り、その思わぬ展開に深い傷を負つたことは事実である。停戦協定によつて平和が担保される筈が、日本側はその便宜的協定の半恒久化とそれを梃子とした華北支配

「安内しかる後攘外」を掲げて対日援和に活路を求めてい

た國府にとつて、抗日は絶望的自殺行為に等しかつたことも

事実である。そのような中で、黃郛は対日外交責任者として犯した失策の挽回を賭け、外交・政治の持論を大きく翻し、抗日への道筋を付けたのである。信念の対日緩和論者は覚悟の抗日論者に豹変し、国民党党治への一貫した批判者は党的組織力への期待論者に転じたと見えた時、黃郛の人生に結末が訪れたのであるが、その黃郛の歩みを辿りつつ、対日緩和派の抗戦こそが、日中全面戦争への決定的転機であつたとの思いを新たにする。塘沽協定をめぐる日本側に偏した評価の見直しが急務と言わねばならない。

#### 註

(1) 拙稿「塘沽停戦協定の多面的性格—分析的アプローチによる試論—」(『上智史学』第五一号 二〇〇六年)。

(2) 黃郛夫人沈亦雲の回想は「亦雲回憶」(上下、傳記文学出版社 民国六十年、以下「亦雲」と略称)、謝國興氏の業績は『黃郛與華北危局』(学位論文、台灣師範大学歴史研究所 民国七十二年、「親日衛國」(九大文化股份有限公司 一九九三年再版)を指す。

(3) 謝氏の研究は停戦協定に統いて「華北危局」が生じるという論理になつておらず、その点では、協定によって「平靜」が担保されたとする日本近代史研究の通説とは対照をなす。また、同種の最新成果として、張學継氏の『黃郛傳』(団結出版社 二〇〇五年)を挙げたい。それは黃の生涯に亘り、且つ各時期の関係史料をほぼ網羅した注目の成果と評価できる。

(4) 分析的接近から当事者に内在しての理解的それへの転換であるが、歴史は究極的には人が決定要因という見地に因る。黃郛らがなぜあの苛酷な停戦協定に応じたか、その秘密は彼らの疑惑とその推移を知ることなしには理解不可能と考える。この接近を介して、黃は「親日派」ではあるが「漢奸」とは区別される理由、黃の華北政治からの退場が盧溝橋での「事變」的局面を招來させた理由が明らかになると考える。

(5) 「默契」については前稿でも検討したが、そもそもその発端は國府側の記録に拵る限り、四月二十二日の根本提案から始まる。それが一時途絶えていたのが、何応欽の再提議で復活したことは『何応欽將軍九五紀事長編』上(同編輯委員会編、黎明文化事業股份有限公司 民国七十四年、以下「何九五」と略称)三〇六～三〇七、三〇九頁等より確認できる。

(6) 沈雲龍編著『黃膺白先生年譜長編』(聯經出版事業公司民國六十五年、以下「黃年譜」と略称)下、五四八～五四九頁。

ただ、岡村のこの「回電」の内容自体は日軍がすでに公言していたものに合致し、特別機密性があるとは思えない。それを閲東軍參謀副長が保証したことなかと思う。

(7) 『黃年譜』下、五四七～五五〇頁。ここで『黃年譜』に少し言及しておくと、その史料の源泉は後述の『黃郛文書』(注21)を参照されたいで、沈雲龍氏が黃郛に興味を持ち、彼の事跡を調べているうちに亦雲夫人の回想に聞き及び、夫人から幾箱分にもなる文書の閲覧を許されたものである。沈氏はそれに独自の調査・収集史料を加えて年譜を完成させており、黃郛研究には欠かせない最高度の史料集となっている。

(8) 黃郛が北平軍分会の機密電を日軍に内報したことは秘密裡のこと

ことで、その為が黃は日本側との接触が外部に洩れないよう神経を尖らせている様子が『日本外交文書』(以下「日外文書」と略称)「滿州事變」(三)・「昭和期」I、II等に散見される。

(9) 前稿一〇四～一〇五頁。前稿では、日軍の戦術転換に気付かないとしたが、実際に転換を知りつつ、現地両国出身関係者間の合意で停戦に持ち込めるという判断に傾斜したと考えられる。

(10) 根本博は陸軍參謀本部支那班に属し、その班長を勤めた後上海公使館付の武官に任せられたとされる。前稿すでに触れたが、根本を黃郛に紹介したのは鈴木貞一中佐で、鈴木は荒木陸相の意を汲んで、日華両国の妥協線を探つており、その役を根本に託したと考えられる。また、岡村寧次との線を探ると、両名は陸軍中堅將校が集つた「一夕会」に属し、その線で接点が考えられる。

(11) 『日外文書・滿州事變』(三)、事項四「塘沽停戰協定の成立」

昭和八年五月の部分。

(12) 『日外文書』滿州事變(三)、昭和八年五月十六日 中山→内田 第二〇七号。

(13) 同上、昭和八年五月九日 内田→松平・出淵 合第九一九号。

(14) 『黃年譜』下、六〇四～六〇六頁。新中國建設學會は滿州事變に觸発され、黃郛が上海在住の政財界有力者と語らつて一九三一年六月組織した機關。初代理事長に黃が就き、会誌として『復興月刊』を発行。第四期に黃は「東北問題我見」を書いて

いている。

(15) この旧友名は伏せられているが、面識のない永津武官との会見をお膳立てしたところから根本武官が考えられる。根本は天津の支那駐屯軍に配置替えも考えられ、以後も黃郛の黒子役で交渉を補佐したことが想定される。

(16) 五月二十日北平で起つた中国人による日本公使館衛兵に対する傷害事件であるが、蔣介石系の士兵による襲撃という説もあり、その処理も含め詳細は闇の中の感がある。

(17) 陶尚銘「黃郛与塘沽協定」(『文史資料選輯』第一四輯所収)。

(18) この公使代理について前稿ではその辞令が見当たらないとしたが、當時まだ北平に公使館が置かれており、隨時臨機に補佐官が代理公使を勤めたと考えられる。

(19) この人物は黃郛報告の趙敬時と同一人物と考えられる。同じ軍関係者の回想からあるいはこの方が正確とも考えられるが、実務責任者黃郛の報告に従つた。

(20) 前後関係不明というのは、『亦雲』下「最後北行」に黃郛と鈴木貞一の談話記録が収録されており、そこでは國府が滿州国に独立取り消しを要求しても日本は反対しない云々ある。陶尚銘の回想でそれらの情報が入り交じっていると考えられる。

(21) 『黃郛文書』に言及しておくと、コロンビア大学所蔵のそれ

は、亦雲夫人が黃郛の思い出—それは後日『亦雲回憶』として刊行された—をまとめた際に使用した原史料を回憶録の付帯史料の形で寄贈したもので、講演録、メモ、往復電報等から成る。

またそれは、大まかに北洋政府時期、上海市長・外交部長時

期、政整会時期等に分類され、さらに、政整会時期は、職務柄

関係の密であった汪兆銘を筆頭に、唐有平、蔣介石、殷同らと

の往復電報が各々まとめられている。電文類の多くは台灣國史館の『蔣介石總統檔案』や『外交部檔案』でも見ることができ

るが、一部ここにしかないものもあり、彼の『日記』を除く一

次史料がほぼ網羅されているといつてよい。本史料の閲覧に際して、本学リンクア・グローブ教授、コロンビア大学図書館(The

Rare Book and Manuscript Library)の関係者の方々より懇切なサポートをいただいた。記して謝意としたい。

(22) 密議の「四項目合意」は、この時点で「合意文書」となったと考えられる。

(23) 『亦雲』下、「二七 塘沽停戦協定」(四七九~四九三頁)。この協定締結までの重要な往来電報が網羅的に開示されている。

(24) 中山→広田、第一二九号(『日外文書・昭和期II』「華北問題」)。

(25) の視角での最大の成果が謝國興氏の労作と言える。謝氏は、黃郛による協定の促成→協定に随伴した危局→政整会での対処、の順で考察を進め、黃は結局「曲線抗日」を実行したとする。別の言い方をすれば、黃は「委曲」に耐えて「安内」しかるべきに抗日」のために時間稼ぎをしたと評価するが、筆者は「抗日」は幻想から醒めた結果であり、停戦協定は黃の「対日緩和」幻想の所産という評価を取る。

(26) 黄郛のこの種の言動を意識的に収録しているのが『亦雲』である。夫人は黄の対日外交を「失敗」と認めたうえで(序文)、

黄が対日緩和に執着した理由を、「一七 南帰」、「一八 北伐時期」、「一二一 寧案」、「一二 我印象裡的日本」ほか隨所で紹介している。

(27) 指稿「国民党内合作の破綻に関する一考察」(『上智史学』第四五号 二〇〇〇年)を参照されたい。なお、張學継氏前掲書

第二章にも詳述されている。

(28) 鹿錫俊『中国国民政府の対日政策』(東京大学出版会 二〇〇〇年)に、黃郛の「満州問題棚上げ」を含む対日緩和論が多数紹介されている。

(29) 『亦雲』二六 最後北行(下四四六頁)に蔣作賓情報が、「一九、〇一年」に、黃郛の「満州問題棚上げ」を含む対日緩和論が多餘事」(下五三六~五四四頁)に殷同の日本視察報告が掲載されている。

(30) 楊永泰→何応欽・黃郛 先酉印電(『何九五』三四四頁)。

(31) 楊天石「黃郛与塘沽協定善后交涉」(『歴史研究』一九九五三、以下楊天石論文と略称)。楊天石論文は『黃郛文書』を本

(32) 中国の楊、張学継両氏は黃郛の対日妥協策の破綻として批判的に評価しており、とくに張氏は「四七章、失意の南帰」、「四八章、憂鬱の中の病死」と総括する。

(33) 『黃年譜』下、民国二十三、二十四年条等による。北平会談後、黃郛の言行には輪廻昧が増す。有吉ら日本關係者を介して伝えられていることにも気付かされる。

(34) 協定調印後の党・政府を論じたものは多くないが、楊天石論文は「何九五」(上)所載の楊永泰転電(蔣介石発汪兆銘宛電報)を挙げこれを明らかにしている(七三頁)。

(35) 鹿錫俊前掲書は満州事変前後から塘沽協定締結直後までの国府对外政策を一次史料に基づいて跡づけた画期的成果である

が、「救國大計の確定」と評価する肝心の結論部分は鹿氏の主観的判断の域を越えず、客観的根拠に欠けるのが惜しい。

(36) 楊氏前掲論文七四頁。そこで、反蔣・汪・黃派の後退が論じられている。

(37) 『黃郛文書』では、汪兆銘関係の綴り中に「九月六日談話会商定之結果」として収録されているが、それは楊氏によりすでに紹介済みである。冒頭で触れた張學継前掲書では、この談話

会を一年後のことと誤認している(前掲書二〇八~二一〇頁)。

(38) この一連の談話会については、国民党中央党史研究委員会所蔵の史料に含まれるが未見である。「第三次」とするのは『日外文書』に拠る(昭和八年九月十八日、有吉→広田外相 第五六九号、同・昭和期I)、「日中外交関係一般」所収)。

(39) 同前、昭和八年八月二十一日、有吉→広田 第四七八号。この時期の國府内政について、在華公館はかなり詳細な情報を入手しているが、黃郛側からの内報による推測される。その為か前後の有吉から大臣宛電報はいずれも極秘扱いとなつてゐる。

(40) 同前、昭和八年八月二十五日、有吉→広田 第四八七号。

(41) 同前、昭和八年九月九日、有吉→広田 第五〇八号。なお、決議文は十六日直接手交されたところから見て、この場合は電報に依るものと推測される。

(42) 同前、九月十八日、有吉→広田。黃郛は手交された決議文を根本武官経由で有吉に内示したとされる。根本は十六日北平から上海に帰着となる。

(43) 以上は『黃年譜』下、五七〇~六三六頁に詳しい。

(44) この時期いわゆる戰地回収政策と並行して、戰地復興目的の短期公債の発行、農業振興策の実施、華北財政の中央移管等が企画されている。また、併せて政整会の権限強化による華北統合も目論まれている。

(45) 前述のように、停戦協定と「救國大計」の合意は、国民政府内外政策、なかでも対日政策の確定ではなく、なお暫定性を脱していないとすべきであろう。

(46) 北平会談については前稿で触れたが、楊氏前掲論文のほか内田尚孝『華北事変の研究』(汲古書院 一二〇〇六年)第四、五章に詳しい。内田氏は日本、台湾、中国で公文書を専門としているほか、『黃郛文書』中の「北平会談紀録」等も用いて高度な実証成果を挙げており、この時期の研究にとって必読文献と評価できる。

(47) 北平会談の合意事項は双方の議事録には掲載されたが、黃らの要請で新聞等での公表用に別の合意文が作成された。この点は日本側—関東軍・公使館—の議事録に言及されているが、政整会側議事録にはない。この会談について、沈雲龍は日本側の「食言」、危険な自論見の露見と、等と評言を添えている(『黃年譜』下、五六九頁)。

(48) 昭和八年九月二十八日、有吉→広田 第五六九号(『日外文書・昭和期I』)。有吉は引き続き「黃郛ヲ支持シテ速ニ北方ニ於ケル事態ノ安定期ヲ計ラシメ」のよう上申している。

(49) メモ様の「商定案」が事前に手交されたというのは筆者の推定の域を越えない。関東軍參謀部撰「取極案」がこの時中文訳されていた訳であるが、岡村らは信頼する黃郛に対しあらかじめ交渉の全容を示して協力を期待したと推測される。

(50) 『黃郛文書』「致蔣汪虞」、二電。なお、本文書には七月十一日の日付が編者により付されているが、楊天石氏は六日晚としており、それに従つた。楊氏は「骨子は認める」云々から、

国益を放棄する妥協と批判するが、検討の余地が残ると考える。

(51) 『黃年譜』下六三九頁。

(52) 北平会談後根本は日本に帰り、荒木ら軍部指導者と会い局面

転換を打診したが、芳しい結果は得られなかつたとある（〔黄  
年譜〕下、民国二十二年十二月三十一日）。それは蒋介石から設  
法緩和」を指示され、黄郛が根本の所用に託けて東京方面と  
接触させた結果と考えられる。

（53）これらの交換電文はいずれも『黄郛文書』にあるが【亦雲】、【黄  
年譜】には未収録。思うに、後二者は黄郛の名譽を損なうもの、  
國府 党の機密、それに対する批判に当たるものは収録を省い  
ているのではないかと察せられる。黄の最初の動搖は楊天石氏  
の指摘通りであるが、この時はまだ正式辞任表明には至つてい  
ないと判断される。

（54）【日外文書】昭和九年六月六日 有吉→広田 第四六〇号。  
黄郛はこの頃まで延々隠密の内報関係を続けていたようである  
が、それもしだいに希薄化する。

（55）北平会談を政整会作成の議事録で見る限り、黄郛、殷同ら留  
日・親日派の対日交渉は日本に妥協的で、国益を省みないとい  
う評価は妥当しない。しかし、閏東軍等日本関係者との頻繁な  
接觸は自然国内での立場を悪くしていくが、殊に属員の殷同ら  
は居場所を失っていくことになる。

（56）【黄郛文書】所収。楊氏前掲論文八〇頁に一部が引用されて  
おり、この時期有吉は滿州國を既成事実で議論の余地はないと  
断言している。

（57）同上、黄郛→蒋介石（蒋介石関係ファイル、未見、楊氏論文  
八〇～八一頁を参照）。

（58）五月十九日、蒋介石→汪兆銘 皓西秘讖電（【黄年譜】下  
七三五頁）。

（59）この間の経緯は【黄年譜】下七二四～七三六頁に詳しい。行  
政院による休養措置は七二四頁参照。しかし、その後も黄は中  
央が早期に決断するよう催促している。また、黄はこの時も三

者会談の内容を有吉に内報している。

（60）有吉→広田 第四六〇号（【日本外務省記録】「華北問題」所収）。  
（61）【国聞週報】が協定一周年に痛烈な社論を公表したように、  
世論の風向きは一変し、対日協議の困難に黄郛は音を挙げたの  
であるが、亦雲夫人は「辱國差使」の役は輪番で良い筈と蔣に  
苦言を呈している（【亦雲】下五三〇～五三二頁）。

（62）【亦雲】下、七五〇頁。この部分でも、【亦雲】は他と違つた  
微妙なニュアンス、つまり「以後は中央の出番で、中央の責任  
回避は許されない」との黄郛の反発を掲載している。

（63）【黄年譜】下、七五四頁。

（64）外務省議会調書「最近支那關係諸問題摘要（第六七議会用）」  
上の六、「北支停戦協定善後關係諸問題」（外務省外交史料館所  
蔵）に詳述されている。

（65）以上は【黄郛文書】を基にした楊天石論文に依る（八二～  
八三頁）。

（66）【黄郛文書】「殷同ファイル」にあるが、【黄年譜】下七三〇  
頁にも見られる。

（67）【日外文書】昭和期II所収。日本はこの時元来便宜的な筈の  
停戦協定を「反日一掃」まで長期維持することを確認する。そ  
れを梃子に華北政策推進を確認したのである。

（68）【日本外務省記録】・【満州事変・華北問題】（松本記録）。こ  
の部分には、日本の対華政策が、一九三五年のいわゆる華北自  
治をめぐつて、軍部の動きと外務省在華公館とともに有吉大使  
の対応が完全に背離したこと、その時広田外相は軍部の「華北  
分離」工作を黙認し、有吉大使の立場を失わせたこと等が記さ  
れている。十一月二十日蒋介石は有吉と会見し、「北支自治」  
抑制と交換に「広田三原則」実行を約して、いたが（【枢密院二  
於ケル質問ニ対スル陸軍大臣ノ答申案】）、國府側は広田不信か

ら「三原則」協議に背を向るに至る。交渉の混迷は有吉大使の事実上の更迭に帰着する。

(69) 〔黄郛文書〕・「汪兆銘ファイル」、致汪精衛 民国二十三年七月二十九日。すでに四月頃より汪は対日接近を強めており、その意味では黄・汪は逆方向に進みつつあつたと推測される。この点については内田氏前掲書一四六～一四八頁に詳しい。

(70) 八月九日の「書面談話」、十三日の王芸生インタビュー（〔贛行雑記〕『国聞週報』一卷第三七期）は『黄年譜』下七八六～七六四頁所収。

(71) 同前王芸生「贛行雑記」。

(72) 「黄年譜」下、七八五頁。それは蔣介石と「華北外交」を論じ合つた後の談話であり、停戦協定は「国難」打開に役立つていないとの合意の形成を窺わせる。

(73) 「黄年譜」で辿ると、通郵協議が満州国問題をめぐつて縛れ、その実施が宙に浮くようになると、日軍側は北寧線沿いで演習を開始し、要衝の返還を渋り、ついには一九三五年に入ると、満州國軍を動因してチャハル省東部の沽源県等への侵攻を開始するに至る。中國で言われる何・梅・秦・土同「協定」に続く危機の到来である。

(74) 民国二十三年十一月十八日、蔣介石→黄委員長 巧申秘贛印（〔黄年譜〕下八〇六頁）。後に黄郛は殷同に対し日本の交渉方式を「連環套式交渉」と呼び警戒を促している。

(75) 蔣介石は後日「敵乎？友乎？」の重刊に際し、「その時中日局勢は『最后關頭』に進んだ」と注記している（羅家倫主編『革命文獻』第七二輯）。

(76) 黄郛→汪兆銘 告未電（〔黄年譜〕下、八五八～八五九頁）。

(77) 殷同の「日本政情」報告は「亦雲」下五三六～五四三頁に収録されている（〔黄年譜〕下八六三～八七三頁）。そこには、近

衛文麿、広田外相、高橋是清らとの談話記録も併せ掲載されてゐる。

(78) 黄郛→何應欽 戚（四月二十二日）。文中「重慶に」云々は、當時蔣介石はいわゆる「長征」の中共を追撃し四川にいたことから判断した。

(79) 黄郛→楊永泰 戚（十三日）電（〔黄年譜〕下八八一頁）。

(80) このころの日本側の動向については秦郁彦『盧溝橋事件の研究』（東京大学出版会一九九六年）を参照した。國府の対日折衝については『黄年譜』下八七六頁参照。

(81) 〔黄年譜〕下八八一～八九四頁。政整会解散は黄の判断とする（八八九頁）。

(82) 同前、九五〇頁他。「華北密輸」公然化の契機は塘沽協定と判断される。

(83) 同前、九五〇頁。なお、これは外交部長張羣が対日交渉態度を尋ねた返書である。

(84) 同前。満州問題に対する黄郛の最終的結論と言える。

(85) 杜春和他整理「一九三五年日本駐華總領事會議記錄」（〔近代史資料〕第八六号）。この会議開催は知られているが、日本外交史料館には議事録は残っていない。「解題」によれば、それは南京の第二歴史檔案館の「胡適檔案」中であり、一九三六年四月徐雄飛なる人物の送付である。

(86) 同前一二九頁。松本重治『上海時代』（中公新書）によれば、當時新聞人の間にそのような風評があつたとする（上二四七頁）。有吉は柔軟外交の終わりを告げたのである。

(87) 若杉は黄郛「回任」を日本にとって最善とし、日本側の政策調整を主張している。

(88) 〔黄年譜〕には協定締結後の民意の変化として『国聞週報』、『大公報』等の記事を収録しているが、「黄郛不來與日本態度」

(七五七頁) 等どれも厳しいものがある。

(89) この点については、前稿の注93を参照されたい。

(90) 汪兆銘辞任後外交部長となつた張羣は有田八郎、川越茂らと

の交渉で、一貫して上海・塘沽兩停戰協定の廢棄を要求するに至る。

(91) 「黃年譜」下八四六一八五二頁。なお、「上海時代」では、それは「対日接近外交の展開」としてまとめられている。

(92) この部分については拙稿「蔣介石の『最後闇頭』演説を読む」(上智大学文学部史学科編『歴史家の散歩道』、二〇〇八年三月刊行予定) を参照されたい。

(93) 防衛庁戦史研究室編著「戦史叢書・支那事変陸軍部」(一)

第二章 支那事変の勃発と不拡大方針、一二三頁参照。

(94) 「黃年譜」下九〇九一九一頁。

(95) 同上九七六頁。それを聞いて夫人に「かくなれば死して憾みなし」と告げたとある。管見の限り、それはほとんど唯一の「抗日」吐露であった。

(96) 「黃年譜」下・民国二十五年十一月二十七日。その前日「遺言」がしたためられたが、その中で日本に互譲が呼びかけられている(同九八三頁)。

(97) 本稿はあくまで黄郛に寄り添つて日中の戦争への暗転過程を見たもので、この過程の正面からの考察が待たれるることは言うまでもない。一言付記すれば、それは満州事変が原点であることに相違ないが、「七七」が政府レベルでの抗戦の始まりであることも事実で、その統一した論理抜きの「十五年（あるいは近年のいわゆる十四年）戦争」論はありえない。また、日中戦争の実質的開始としての「七七」は、國府内の反日派ないし歐米派や中共系統のイニシアチブではなく、「親日派」というか「対日緩和派」の抗日であつた点、大きな転機と評価すべきである

と考える。最後に、内田尚孝前掲書はその先驅として本稿も貢うところ少なくないうえ、内田氏には『黄郛文書』の調査では貴重な教示を頂いた。記して謝意としたい。

(ばんの りょうきや 上智大学文学部教授)

